

新型コロナウイルス感染症への対応 ガイドライン（改定案）

6月7日更新

学生の皆さんは、一人一人が自らの身を守るとともに、周囲の人の安全を守る意識をもって行動してください。

この意識は日々の生活においても重要ですが、特に感染リスクの高い方々がいらっしゃる所での実習及び就職においては絶対に必要なものです。受け入れてくださった施設・企業からの信頼を裏切ることのないよう、日ごろからしっかり健康管理を行い、感染リスクのある場所への移動は避けましょう。人と密着・密接する所では必ずマスクを着用し、こまめに手を洗うなど、自分でできる予防策を徹底し、発熱や風邪症状がある場合は、無理をせず自宅で休養を取り、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、速やかに医療機関を受診し、指示を仰いでください。

また、感染症によって通学や大学生活への不安がある場合は、学級主任や保健室、カウンセラーに相談するなどして、一人で悩みを抱えないようにしましょう。

1 学内における行動

- (1) 必ずマスクを着用し、こまめに丁寧な手洗い（石鹸をつけて30秒程度）を行う。
- (2) 学内に入る際は、校舎入口で必ず検温を行う。
- (3) 室内では、換気に留意する。①または②
 - ①部屋の対角線上にある窓やドアを開け、常に空気の流れをつくるようにする。
 - ②授業の中ほど及び休み時間は、10分程度すべての窓やドアを開放して換気を行う。
- (4) 食事などマスクをはずした時は、なるべく会話を控えて飛沫感染の防止に努める。
特に昼食時は感染のリスクが高いため、黙食を心がけること。
- (5) 教室等に用意された微酸性電解水*で、授業開始前及び授業終了後に机、イス、ドアノブ等適宜消毒する。
- (6) 近距離での会話や接触をしないよう心がける。

※微酸性電解水（次亜塩素酸水）は、家庭用塩素系漂白剤の次亜塩素酸ナトリウム水溶液（ハイターなどの漂白剤）とは違い、無味無臭で直接触れても皮膚に害はありません。

（具体的な使用方法）

- 1 まず微酸性電解水（次亜塩素酸水）の入ったスプレーを噴霧してください。（机、椅子、出入り口の戸など）
- 2 噴霧した後は、ペーパーで拭いてください。
- 3 ピアノ等の楽器には、噴霧しないよう注意してください。
- 4 1週間ごとに補充します。（保健室で補充）
- 5 陽の当たらない場所に保管してください。（所定のかごの中に入れてください。）

2 学外における行動

- (1) できるかぎり、他の人との距離を2メートル以上保つよう努める。
- (2) バスや電車の中では常にマスクを着用し、会話もなるべく控える。
- (3) クラスターの発生リスクが高い空間（カラオケボックス・ライブハウス等）は禁止。
- (4) アルバイト先は、適切な感染対策が十分にとられているところを選ぶ。
- (5) 忘年会、新年会、コンパなどの学友との会食は原則禁止とする。なお、家族と4名以下の少人数の会食である場合は、2時間以内とし宮崎県の提唱している「みやざきモデル」に沿って、感染症対策をとること。

※厚生労働省が開発した新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールすることを強く推奨します。感染拡大を防止し、自分自身や家族、周りの人たちの健康を守りましょう。

（参照）厚生労働省ホームページより
アプリインストール用 QR コード



3 県外や海外への移動について

- (1) 宮崎県の示す「感染の拡大している地域（往来自粛の対応地域）」*への移動については、緊急かつやむを得ない場合を除き、強く自粛を要請します。また、「感染流行地域」については、必要性を十分に判断した上で、慎重な行動をお願いします。

実習開始2週間前からは県外・海外への移動は禁止とします。

※宮崎県ホームページ「感染の拡大している地域（往来自粛の対応地域）」

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kansensho-taisaku/covid-19/yobo/hassei.html>

- (2) やむを得ず本県以外の地域へ行く必要が生じた場合は、以下のような行動をお願いします。

①**事前に**下記 URL 又は右 QR コードより報告。

離県報告フォーム <https://forms.gle/zKvChU5y7JiMrKgP8>

②健康観察及び行動観察の記録を行い、最終日に保健室に提出。

- ・観察期間：離県日から帰宮後10日間まで
- ・提出先：保健室

※健康観察：毎日、体温測定および体調の状況を記録する。なお、登学した日は、教室に入る前に保健室で検温、健康観察を受けること。

※行動記録：本学以外の訪問先や濃厚接触者（1メートル以内で15分以上の関わりを持った人物）をできる限り記録すること。

- (3) 「感染が拡大している地域（往来自粛の対応地域）」に移動した学生が登学するに当たっては、人との密接・密集はなるべく避けるとともに、発熱などの症状がある場合は、速やかに学級主任へ報告する。



離県報告フォーム QR コード

4 新型コロナウイルス感染症が疑われる・濃厚接触者と接触した場合

(1) 発熱、急性呼吸器症状や味覚・嗅覚の異常が出た場合には、医療機関又は保健所等の相談窓口へ相談するとともに、学級主任へ連絡する。

(2) 発熱などの風邪の症状がある場合は、授業へは参加せず、必ず病院を受診し、医師からの指示を仰ぐ。

新型コロナウイルス感染症が疑われると判断された場合は、速やかに学級主任へ報告するとともに、自宅で健康観察を行う。その際、授業を受けることができる状態である場合は、遠隔で受講すること。発熱があるなど休養が必要な場合は、出席停止（公欠）とする。

(3) 保健所等から濃厚接触者になったと判断された場合や、感染が疑われるため自宅待機が望ましいとの連絡があった場合も、速やかに学級主任へ連絡する。保健所等から要請された自宅待機期間中は、遠隔で受講すること。自宅待機期間中は、健康観察票に検温結果を記載するなど健康状態に注意を払う。

(4) 濃厚接触者となった場合は2週間の自宅待機とし、その間は遠隔で受講する。

(5) 濃厚接触者と接触したことが判明した場合は、速やかに学級主任に連絡し健康観察を行う。その濃厚接触者のPCR検査結果が陰性であった場合においても、結果が出てから3日間は自宅待機とし、その間は遠隔で受講する。

※体調がすぐれず、遠隔で受講することが難しい場合は、学級主任・教務課へ連絡し、公欠の許可をもらうこと。

5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

(1) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、出席停止（公欠）とする。

出席停止期間は「治癒するまで」とし、医療機関より許可を得てから登学すること。

なお、症状が軽く、遠隔での参加を希望する場合は、その旨を授業担当教員へ連絡し、受講しても構いません。

(2) 治癒後登学する際は、保健所からの許可を得てから登学すること。その際「就業制限解除通知書」が送付されていれば、持参し公欠の手続きを行う。

※上記の4または5に該当する場合は、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに電話又は電子メール等（登学はしないこと）により、次の①～④について、学級主任へ報告してください。

①学籍番号、名前

②いつからその症状があったか

③最後に登学した日

④授業で使用する教室以外で、本学の施設を利用した場所（例：交流センターなど）

その他、不明な点や気になることは学級主任へ相談してください。